

上尾市告示第154号

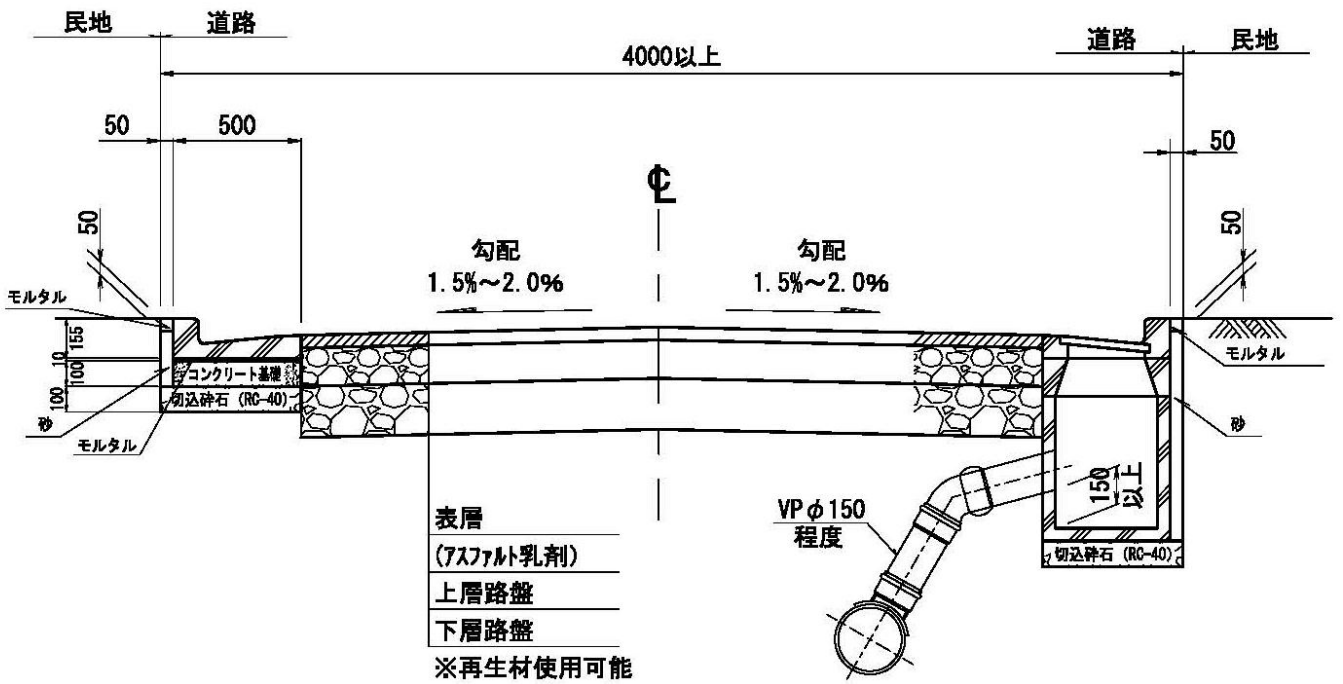
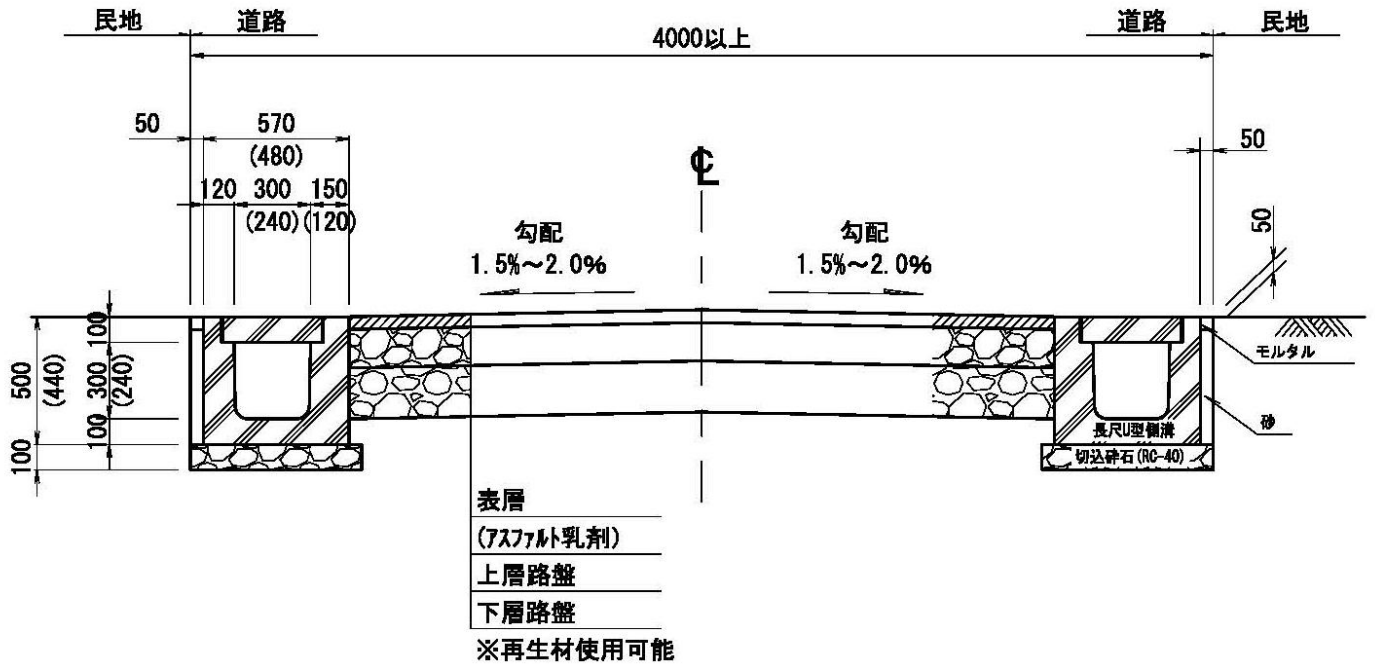
上尾市開発行為における道路整備に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市開発行為における道路整備に関する基準の一部を改正する告示
上尾市開発行為における道路整備に関する基準（平成22年上尾市告示第184号）の一部を次のように改正する。

3の第1号ア中「舗装は、」の次に「原則として」を加え、同号ア中「アスファルト舗装」を「アスファルト舗装とし、周辺の整備状況や周辺環境に応じて」に改め、同号エの図を次のように改める。



3の第1号オの表1下層路盤の欄中「RC-40」を「C-40」に改め、同表（注）を次のように改める。

（注）

- 1 この表における数値は、車種区分が普通乗用自動車、小型乗用自動車等（2 t程度）の場合であり、車種区分が大型貨物自動車等の場合は別途協議する。
- 2 景観を向上させる目的でのカラー舗装等による施工は、原則として不可する。

3の第1号オの表2路盤の欄中「RC-40」を「C-40」に改め、同表（注）を次のように改める。

（注）

- 1 クッション層に使用する材料は、砂（再生）又は空練りモルタルとし、地盤の状況に応じて不陸の発生を抑える材料を使用する。
- 2 歩道の自動車乗り入れ部分の組成は、表層5、上層路盤15、下層路盤20とする。この数値は、車種区分が普通乗用自動車、小型乗用自動車等（2 t程度）の場合であり、車種区分が大型貨物自動車等の場合は別途協議する。
- 3 コンクリート舗装を施工する場合、鉄筋の配筋や伸縮目地材等、舗装標準示方書によるコンクリート舗装の構造に適合したものとする。

3の第1号オに次の表を加える。

表3

（単位：cm）

乗り入れ部	表層			モルタル厚	上層路盤	下層路盤	合計厚
	アスファルト混合物	コンクリート	ブロック厚		粒調碎石（M-30）	切込碎石（C-40）	
アスファルト舗装	5	—	—	—	15	20	40
コンクリート平板	—	—	8	3	10	15	36

舗装							
インター ロッキン グブロッ ク舗装	—	—	8	3	10	15	36

3の第2号エに次のただし書を加える。

ただし、穴部分が集水柵に近接（30cm程度）している場合は、モルタルで埋めること。

3の第3号イ中「鎖付きの細目グレーチング」を「鎖付きのすべり止め加工付細目グレーチング」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の上尾市開発行為における道路整備に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後に事前協議書（上尾市開発行為に関する事前手続に関する要綱（平成22年上尾市告示第183号）第2条第1項の規定に基づき提出する事前協議書をいう。以下同じ。）を市長に提出する開発事業について適用し、同日前に事前協議書を市長に提出した開発事業については、なお従前の例による。